建設時ＣＯ２排出量算定事業

第２回公募要項

令和７年２月

東京都

目次

[1. 本事業の目的 3](#_Toc190676964)

[2. 本事業の流れ 4](#_Toc190676965)

[3. 公募の内容 6](#_Toc190676966)

[4. 事業に係る役割分担 10](#_Toc190676968)

[5. 応募手続き 10](#_Toc190676969)

[6. 審査の流れ 11](#_Toc190676970)

[7. 留意事項 13](#_Toc190676971)

[8. 申込み・問合せ先 14](#_Toc190676972)

[別表　都負担対象経費 15](#_Toc190676973)

[第１号様式 18](#_Toc190676974)

[第２号様式 19](#_Toc190676975)

[第３号様式 20](#_Toc190676976)

[第４号様式 25](#_Toc190676977)

[第５号様式 26](#_Toc190676978)

# 本事業の目的

建築物の新築・改修・廃棄時に発生するＣＯ２（いわゆる「エンボディド・カーボン」）の削減に向けて、欧米を中心にその算定や規制の導入が進んでいる中、東京都（以下「都」という。）では、令和４年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。）を改正し、令和７年４月施行の建築物環境計画書制度から、全国の自治体として初めて建築物のライフサイクル全体のうち、主に建設に係る資材の製造、運搬及び建設の各段階において排出される二酸化炭素の排出量（以下「建設時ＣＯ２排出量」という。）を算定することへの評価を導入します。

一方、我が国では、国土交通省支援による「ゼロカーボンビル（ＬＣＣＯ２ネットゼロ）推進会議」において、令和６年に「Ｊ－ＣＡＴ（J-Carbon Assessment Tool）®　2024.10正式版」（以下「Ｊ－ＣＡＴ」という。）が整備されていますが、建設時ＣＯ２排出量の算定事例は依然として少なく、算定時期や範囲、算定コストや労力など不明であるのが現状です。

都では、こうした建設時ＣＯ２排出量の削減に向け、建設時ＣＯ２排出量算定の実態を把握するため、「建設時ＣＯ２排出量算定事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

【図１：ホール・ライフ・カーボン】

出典）一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 一般社団法人日本サステナブル建築協会「令和５年度 ゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議報告書」（令和６年３月）

# 本事業の流れ

（１）応募

「5．応募手続き」をご確認の上、応募様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。

（２）審査

ご提出いただいた応募様式に基づき、「6．審査の流れ」のとおり事業者選定委員会において審査を実施し、採択事業者を決定します。

（３）事業の実施

採択事業者は、「3.公募の内容（３）事業の期間」に掲げる事業期間内に、以下の業務を行うこととします。

① 建設時ＣＯ２排出量の算定

採択後に策定する事業実施計画書に従い、「3．公募の内容（４）事業の実施内容」に定める条件に沿って算定対象建築物における建設時ＣＯ２排出量の算定を行ってください。

② 報告、資料等の提出

採択事業開始後は、算定状況等を４半期ごとに都に報告してください。

算定対象建築物の算定結果、算定に使用した資料、算定体制、算定に要した工数等の資料については、「3．公募の内容（４）事業の実施内容」の表５に記載の期限までに提出してください。採択事業に係る経費等の確認に必要な帳票等については、各年度末までに提出してください。

また、都が別途委託する業務において、本事業の算定対象建築物の再算定・検証ができるよう、都に対して情報提供を行っていただきます。

提供されたデータは、都からの委託を受けた事業者（以下「委託事業者」という。）に提供します。

③ ヒアリングへの協力

採択事業開始後は、都の求めに応じて、算定等に係るヒアリングに協力していただきます。

（４）報告書の提出

採択事業者は、採択事業終了後に、「3．公募の内容（４）事業の実施内容」の各業務を実施した結果の報告書を作成し、都に報告書を提出し、都の承認を得ます。

なお、報告書は、次の点にしたがって、都に提出するものとします。

1. 報告書の内容は全てWindows上で表示、再編集が可能なものにすること。
2. 特に指定のない限り、文章についてはMicrosoft Word、図表についてはMicrosoft Excelで作成したものを提出すること。
3. 紙媒体しか存在しないものは、スキャン等によりＰＤＦ等の電子データ化すること。
4. 提出にあたっては、都が指定するフォルダにアップロードすること。

（５）経費の負担及び支払い

1. 採択事業者は、「別表　都負担対象経費」により都が負担すべき金額を確定する根拠となる資料として、採択事業の実施に係る契約書の写し、領収証の写し、作業日報・日誌その他の支払いを証明する書類等を、表１に掲げる提出期限までに都に提出し、都の確認を受けるものとします。
2. ①で提出された内容が適正であった場合、都は１建築物当たり、表１に掲げる規模別上限額に基づき、負担金を採択事業者に支払います。

＜表１　算定事業別提出期限及び規模別負担金上限額＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 算定事業 | 提出期限 | 規模別上限額（税込） |
| 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |
| 令和７年度算定事業 | 令和８年３月31日（火） | １６０万円※1 | 詳細算定をしない場合※2２１０万円※1 |
| 詳細算定をする場合※2４６０万円※1 |
| 令和８年度算定事業 | 令和９年３月31日（水） | １６０万円※1 | 詳細算定をしない場合※2２１０万円※1 |
| 詳細算定をする場合※2４６０万円※1 |

※１東京都予算において認められた範囲内において、費用を負担します。

※２詳細算定は任意です。詳細算定の可否については申請時に明記していただきます。

【図２：本事業のスキーム図】



# 公募の内容

（１）応募対象

次の①～④を全て満たす事業者を応募対象とします。

なお、複数の事業者が提携して応募することも可能ですが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をしてください。その場合、負担金は、代表事業者に支払います。

1. 「（４）事業の実施内容」に定める算定対象建築物において、表４に示す算定方法による算定ができること。
2. ①での算定結果及び算定に用いた資料について、都へのデータ提供が可能なこと。

（都へ提出後、都から委託事業者へデータ提供できるものとする。）

1. 都へのデータ提供にあたっては、個人情報を含まないこと。
2. 都及び委託事業者からのヒアリング及び調査依頼に協力すること。

（２）応募要件

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、応募時から事業終了時まで、次の①から⑬までの全ての要件を満たすものとします。また、応募者と提携する事業者（以下「提携者」という。）も①から⑬までの要件を満たす必要があります。

1. 算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定・都負担対象経費について、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと。
2. 算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定を行った結果を公表していないこと。
3. 本事業の応募にあたっては、応募者又は提携者が算定対象建築物を選定し、あらかじめ当該算定対象建築物に係る建築主、設計者、施工者等の関係者の承認を得ていること。
4. 採択事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。
5. 日本国内において税金の滞納をしていないこと。
6. 日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
7. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、採択事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
8. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号及び第２項各号の規定のいずれかに該当しないこと。
9. 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。
10. 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
11. 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
12. 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がないこと。
13. 過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

（３）事業の期間

協定の締結の日から令和９年３月31日（水）までのうち、協定で定める期間

（４）事業の実施内容

算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量算定にあたっては、次の①～⑥の全ての事項を遵守することとします。ただし、内容は都との協議の上で変更になることがあります。

* + 1. 算定ツール

Ｊ－ＣＡＴを用いて算定を行ってください。

なお、Ｊ－ＣＡＴの使用に際しては、一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター（ＩＢＥＣｓ）サイトより、使用登録とダウンロードをお願いします。

※「Ｊ－ＣＡＴ（J-Carbon Assessment Tool）®　2024.10正式版」
<https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/jcat/licenseterms.html>

* + 1. 算定範囲

図１に示す「ホール・ライフ・カーボン」について算定を行ってください。

* + 1. 算定対象建築物

（ア）算定対象建築物の要件

日本国内に建設の表２に示す要件を満たす建築物

＜表２　算定対象建築物の要件＞

|  |  |
| --- | --- |
| 算定事業 | 要件 |
| 令和７年度算定事業 | 令和４年度から令和６年度までに竣工した又は令和６年度中に竣工する予定の建築物 |
| 令和８年度算定事業 | 令和４年度から令和７年度までに竣工した又は令和７年度中に竣工する予定の建築物 |

（イ）算定対象建築物用途と規模

算定対象建築物は、表３の用途欄のⅠ）～Ⅴ）のいずれかの用途の建築物と、規模欄のア）～イ）のいずれかの規模に該当するものの組み合わせ（計10通り）の中から、算定可能な建築物について、応募してください。

応募いただいた建築物の中から、採択された建築物について別途締結する協定に基づき算定していただきます。

（例：Ⅰ）事務所のア）の規模、Ⅲ）ホテルのイ）の規模、Ⅳ）複合用途のイ）の規模、Ⅴ）集合住宅のア）の規模の４通り）

＜表３　算定対象建築物の用途＞

| 用途 | 規模※ | 主要用途の概要（イメージ） |
| --- | --- | --- |
| Ⅰ）事務所 | ア）2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | 業務施設で主要用途が事務所である建築物 |
| イ）10,000㎡以上50,000㎡程度まで |
| Ⅱ）物販店舗 | ア）2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | 百貨店、卸売店、小売店、その他物品販売業を営むための建築物 |
| イ）10,000㎡以上50,000㎡程度まで | 複数の小売店のほか一部に飲食等があり、駐車場を併設したショッピングモールなどの建築物 |
| Ⅲ）ホテル | ア）2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | いわゆるビジネスホテルなどのホテル単独用途の建築物 |
| イ）10,000㎡以上50,000㎡程度まで | ホテル単独用途のほか、いわゆるシティホテルなどのホテルと宴会、展示会等のための施設を併設した建築物 |
| Ⅳ）複合用途 | ア）2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | 「主要用途」が２以上ある建築物 |
| イ）10,000㎡以上50,000㎡程度まで |
| Ⅴ）集合住宅 | ア）2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | ２以上の住戸を有し、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有する住宅 |
| イ）10,000㎡以上50,000㎡程度まで |

※規模は、建築基準法施行令第２条第１項第３号に定める「床面積」の各階の合計（建築基準法施行令第２条第１項第４号に定める「延べ面積」）とし、付属建築物等の延べ面積は除くものとします。

* + 1. 算定方法

同一の算定対象建築物について、基本設計時・実施設計時・竣工時のそれぞれの時点のデータにより、表４に示す方法でＪ－ＣＡＴにより算定を行ってください。

＜表４　算定方法＞

|  |  |
| --- | --- |
| 時点 | 各用途共通 |
| 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 | 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |
| 基本設計時 | 簡易算定法 | 簡易算定法 |
| 実施設計時 | 標準算定法 | 標準算定法 |
| 竣工時 | 標準算定法 | 標準算定法及び詳細算定法※※詳細算定法は任意です。 |
| 算定数 | 計３算定 | 計３又は４算定 |

* + 1. 報告、資料等の提出

算定対象建築物の算定結果、算定に使用した資料、算定体制、算定に要した工数等の資料については、表５に示す期限までに提出してください。なお、令和８年度算定事業は別途都が指定する期限までに提出してください。

＜表５　提出期限＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 算定事業 | 提出対象算定法 | 提出期限 |
| 令和７年度算定事業 | Ｊ－ＣＡＴの簡易算定法 | 令和７年６月13日（金） |
| Ｊ－ＣＡＴの標準算定法 | 令和７年８月29日（金） |
| Ｊ－ＣＡＴの詳細算定法(任意) | 令和７年12月26日（金） |

1. ヒアリングへの協力

都及び委託事業者からのヒアリング及び調査依頼に協力すること。なお、ヒアリング等の頻度は表６を想定している。

＜表６　ヒアリング等の想定回数＞

|  |  |
| --- | --- |
| 算定事業 | ヒアリング・調査回数 |
| 令和７年度算定事業 | 1回２時間、６回程度 |
| 令和８年度算定事業 | 1回２時間、６回程度 |

（５）報告書の取扱い

報告書その他の本事業に基づく業務により作成された作成物の権利の帰属については、以下のとおりとします。

1. 本事業に基づく業務により作成された作成物に係る著作権（著作権法（昭和45 年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は都に帰属するものとします。事業者は、都及びその指定する者に対して成果物の著作者人格権の行使をしないこと。
2. 作成等に当たり、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から事業者が適切な許諾を得ておくこと。
3. 作成等に当たり、他者の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一他者の権利に抵触した場合は、事業者の責任と費用をもって適正に処理すること。

# 事業に係る役割分担

本事業における都と事業者の役割分担は、表７のとおりです。

＜表７　役割分担＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フェーズ | 都 | 事業者 |
| 応募 | * 公募
 | * 応募様式の作成・提出
 |
| 審査 | * 審査
* 審査結果の通知・公表
* 協定の締結
 | * 事業実施計画書の提出
* 協定の締結
 |
| 事業の実施 | * 事業実施に係る支援
* ヒアリングの実施
* 委託事業者の指導・監督
 | * 建設時ＣＯ２排出量の算定
* データの集計・提出
* ヒアリングへの協力
 |
| 報告書の提出 | * 報告書の承認
 | * 報告書の提出
 |
| 経費の支払い | * 経費の一部の負担
 | * 経費等の確認に必要な帳票等の提出
 |

# 応募手続き

（１）募集期間

令和７年２月26日（水）から同年４月９日（水）17時まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 公募要項等資料の公表 | 令和７年２月26日（水） |
| ② | 質問の受付 | 令和７年２月26日(水）から３月12日(水）23時59分まで |
| ③ | 質問への回答 | 令和７年３月12日（水）から３月14日（金）17時まで |
| ④ | 参加申込連絡 | 令和７年２月26日（水）から４月７日（月）17時まで |
| ⑤ | 応募様式一式の提出 | 令和７年２月26日（水）から４月９日（水）17時まで |
| ⑥ | 事業者選定委員会実施 | 令和７年４月中旬（予定） |
| ⑦ | 審査結果の通知・公表 | 令和７年４月下旬（予定） |

（２）応募様式の提出等

1. 参加申込連絡

参加申込にあたっては、次の(ｱ)から(ｳ)に従い、メールでご連絡ください。

1. 宛先は「8．申込み・問合せ先」担当宛とすること。
2. メールタイトルは「東京都建設時ＣＯ２算定事業参加申込\_事業者名」とすること。
3. ②に示す、応募様式アからキのアップロード予定者のメールアドレスを明示すること。
4. 応募様式アからキ

①の連絡後、２営業日以内に都から、担当者E-mailからのみアップロード可能な大容量ファイル受信用のフォルダを送付します。当該フォルダに応募様式アからキを提出してください。

応募様式アからキの提出後、３営業日が経過しても、都より応募受付完了のメールが届かない場合、「8．申込み・問合せ先」担当宛までお電話にてご連絡ください（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、ＰＤＦファイルにてご提出ください（紙の提出は不要です）。

【応募様式】

|  |  |
| --- | --- |
| ア | 公募申請書（第１号様式） |
| イ | 確認書（第２号様式） |
| ウ | 事業提案書（第３号様式） |
| エ | 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）※既存の会社概要や定款等で構いません。 |
| オ | 法人の現在事項全部証明書（写し）（発行日から３か月以内のものに限る。） |
| カ | 直近の納税証明書 |
| キ | 構成事業者一覧（第４号様式）※複数事業者提携による場合のみ |

※応募様式ウについては、事業者名、建築主名、物件名、都道府県より先の物件住所等を記したものと、記していないものを２種類提出してください。

※複数事業者と提携する場合、イ、エ、オ、カの書類を全事業者分ご提出ください。

（３）質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応します。

ア　質問方法

第５号様式「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより「8．申込み・問合せ先」担当宛に送付してください。なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては応じられません。

イ　受付期間

令和７年２月26日（水）から３月12日（水）23時59分まで

ウ　回答

令和７年３月14日（金）17時までに、東京都環境局のホームページ上に掲載します。原則として個別回答は行いません。

# 審査の流れ

（１）審査方法

応募様式に基づいて、事業者選定委員会において審査を行います。

（２）審査基準

下記、表８に示す審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

＜表８　審査基準＞

| 審査項目 | 採点のポイント |
| --- | --- |
| 1 | 応募要件との整合性 | 公募要項3で定める要件に合致しているか。 |
| 2 | 算定対象建築物の形態等 | 都内の建築物における傾向を把握する趣旨に照らして、特殊な形態、構造形式、立地の建築物でないか。 |
| 3 | 算定内容 | 算定対象建築物の規模10,000㎡以上50,000㎡程度においては、詳細算定を実施できるか。 |
| 4 | 応募者の算定体制等 | 事業者が事業の実施に必要な能力（実施体制、建築に関するＣＯ２排出量算定実績、経理的基礎等）を有しているか。 |
| 5 | 事業の更なる推進に資する能力 | 次に合致したものがあるか。* 図１に示すＡ４・Ａ５（施工段階）のＣＯ２排出量について、電気使用量、燃料使用量等について実績値を報告できるか。
* 図１に示す「ホール・ライフ・カーボン」の削減に向けて、設計段階での複数条件での比較検討や施工の各段階での材料等選定の検討を行ったか。
* ＣＯ２排出量算定の根拠として、ＥＰＤ（Environmental Product Declaration：環境製品宣言）を活用したか。
 |

（３）審査結果の通知・公表

事業者選定委員会による審査を踏まえ、採択事業者を決定し、応募者に通知します。

なお、審査の経過・結果（不採択の理由等）に関する問合せには一切応じかねますので、ご了承ください。

（４）事業実施計画書案提出

採択事業者は、事業のスケジュールや作業工程の分かる事業実施計画書の案を作成し、審査結果の通知・公表があった日の翌日から１週間以内に、都に提出するものとします。

提出された事業実施計画書の案は、都の承認を得るものとします。

（５）協定締結

事業実施計画書の案について都の承認を得た採択事業者は、都が用意する協定を都と締結するものとします（協定書の案については、別添資料をご参照ください）。

【図３：応募から事業開始までのフロー図】



# 留意事項

1. 採択事業者は、本事業の要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
2. 応募に要する費用について、都は負担しません。
3. 応募様式等は日本語で記載してください。
4. 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
	* 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はその恐れのある場合
	* 応募内容に不備がある場合
	* 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
5. 応募にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、都にて本事業に必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は、事前の承認なく都以外の第三者に提供することはありません。
6. 本事業の内容・結果については、個人情報及び算定対象建築物に係る情報が特定できないよう統計的に処理し、都により公表される場合がございますので予めご了承ください。
7. 事業の推進に関して不適切であると都が判断した場合には、事業実施期間の途中であっても協定を解除することや、都の負担額の返還を求めることがありますのでご留意ください。
8. 令和８年度の都が負担する経費の額の上限については、各年度の予算確定後遅滞なく、当該年度の負担金の額の上限を書面により通知するものとします。
9. その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

# 申込み・問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課環境建築物担当

電話 　：（直通）03-5000-7525

E-mail ： S0213304@section.metro.tokyo.jp

# 別表　都負担対象経費

１　都負担対象経費の科目

【条件】

（１）建設時ＣＯ２排出量算定に係る直接人件費

（２）建設時ＣＯ２排出量算定のための直接的かつ必要最小限の諸経費で、次のア及びイのいずれにも合致する経費

ア　協定期間内に契約、取得、納品、実施、支払いが完了する経費

イ　使途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費

【一覧】

| 科目 | 内訳 |
| --- | --- |
| １.直接人件費 | 建設時ＣＯ２排出量算定、算定結果確認、都とのヒアリング・提案対応の業務に直接従事した主な社員・役員の人件費【注意事項】ア 対象となるのは、採択事業者の役員及び社員のうち、常態として採択事業者の業務に従事し、採択事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方となります。※役員の場合は登記簿謄本、社員の場合は雇用保険被保険証等の採択事業者の関係を証明する書類が必要です。イ 基準日額は、国土交通省の令和７年度「設計業務委託等技術者単価」を適用します。ウ 従事時間の上限は、1人につき1日８時間、年間1,800時間とします。エ 各従事者の当月対象経費算定額（基準日額×当月従事日数）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が対象経費の上限となります。オ 採択後、就業規則及び賃金規定の提出が必要となります。カ 対象は、実際に採択事業に従事した時間に限られますので、報告時、従業者別の作業日報・日誌等の提出が必要となります。――――――――――――――――――――――――――――対象とならない経費の例1. 事業に直接的に関係のない業務により発生する経費

[例：経理事務や営業活動等の経常的業務等]1. 就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働（超過勤務）
2. 休日労働（就業時間等に定められた休日に労働した時間）
3. 個人事業者の自らに対する報酬
4. 雇用保険に未加入の正社員が行った業務により発生する経費
5. 給与・報酬等の支払い実績が確認できないもの
6. 給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は対象外）
 |
| ２.諸経費 | 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な経費対象となる経費の例及び注意事項 1. 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な出張に係る旅費
* 出張の用務は、採択事業の実施に必要なものに限ります。
* 出張者は、事業遂行における必要最小限の人数で実施してください。
* 当該業務に従事したことがわかるよう、出張者、用務先、日付、目的、等を記載した出張報告書（様式自由）を作成してください。
* 旅費の行程は、最短ルートを使用してください。タクシー使用の場合又は最短ルート以外のルートを使用する場合には、出張報告書等に当該使用について明確かつ妥当性のある理由を記載してください。
* 支払いの事実（支払いの相手方（出張者）、支払い日、支払い額等）を明確にしてください。
1. 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な会議に要する使用料等
* 会議等を外部で行う必要性を精査してください。採択事業者が所有する会議室を使用する等の場合、原則会場使用料は発生しません。自社の会議室がある場合において、有料会場（自社内の有料会議室を含む。）を借りる必要がある場合には必要性を十分に精査してください。
* 会議等を外部で行う必要性がある場合は、会議の規模、出席予定人数等を勘案し、会議室を選定してください。
* 会場使用料（会議室の室料、会場の借上げ費）について、見積や料金表で料金が確認できる資料、支払の事実がわかる請求書、領収書等を用意してください。
1. 建設時ＣＯ２排出量算定に必要な物品の購入、製造、リース・レンタル等に必要な備品費・借料及び損料
* 原則として、（仕様→見積→発注→納品→検収→支払）の手順によって処理を行ってください。
* 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。そのため、現物が他の設備等と明確に区別（見える位置にシールを貼付等）し、自主事業等当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
* 支払いの事実（支払いの相手方、支払い日、支払い額等）を明確にしてください。
 |

２　都負担対象外経費等（全科目共通）

|  |
| --- |
| ①　都が報告書類を精査し、対象外と判断した経費②　間接経費（消費税を除く租税公課、振込手数料、利子、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、別表にて対象経費として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。なお、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しない）③　契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備があるもの。④　使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの。⑤　他の事業に要した経費と明確に区分できないもの。⑥　通常の業務・取引と混在、又は相殺して支払いが行われているもの。⑦　親会社、子会社、その他関連法人※等との取引により生じる経費※関連法人等の例　自社と資本関係のある法人、役職員等を兼任している法人、代表者の三親等以内の親族が経営する法人、自社と顧問契約・アドバイザリー契約等を締結している法人等（個人事業主等も含む））⑧　本事業の実施期間外に使用した経費に係るもの。⑨　実績報告時までに支払いが終了していない事業に係るもの。⑩　複数年度にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できないもの。⑪　同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている場合の個別事業の経費⑫　上記各号のほか、社会通念上、都による負担が適当でないと都が判断したもの。 |

【参考】令和７年度　設計業務委託等技術者単価（抄）

①設計業務

|  |  |
| --- | --- |
| 技術者の職種 | 基準日額（円） |
| 技師(Ａ) | 59,600  |
| 技師(Ｂ) | 48,500  |
| 技師(Ｃ) | 40,300  |

# 第１号様式

年　　月　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

申請者名

代表者名

建設時ＣＯ２排出量算定事業　公募申請書

　　　「建設時ＣＯ２排出量算定事業公募要項」に記載された内容に同意したうえで、下記のとおり書類を添付して応募します。

記

関係書類

・確認書（第２号様式）【複数事業者の場合は、個別に提出】

・事業提案書（第３号様式）
※事業者名を記したものと記していないものの両方が必要です。

・会社概要【複数事業者の場合は、個別に提出】

・法人の現在事項全部証明書（写し）【複数事業者の場合は、個別に提出】

・直近の納税証明書【複数事業者の場合は、個別に提出】

・構成事業者一覧（第４号様式）

※添付する書類に応じて、記載してください。

（担当者連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者所属 |  |
| 担当者氏名 | (フリガナ) |
|  |
| 住所 | 〒　　　　－ |
| 担当者電話番号 |  |
| 担当者E-mail | 　　　　　　　＠ |
| 会社ホームページ |  |

# 第２号様式

東京都知事　　殿

**確認書**

東京都（以下「都」とする。）が実施する建設時ＣＯ２排出量算定事業に申請するにあたり、申請書に虚偽記載がないこと、申請者が下記を含む公募要項記載の申請要件の全てを満たしていることを確認しました。

記

１ 次の（１）～（４）の全ての要件を満たします。

（１）対象建築物（※）において、基本設計時にＪ－ＣＡＴの簡易算定法を、実施設計時にＪ－ＣＡＴの標準算定法を、竣工時にＪ－ＣＡＴの標準算定法及び詳細算定法をそれぞれ用いた算定ができること。

（※1）［建築物用途：①事務所、②物販店舗、③ホテル、④複合用途、⑤集合住宅］における［建築物規模：ア2,000㎡程度以上10,000㎡未満、イ10,000㎡以上50,000㎡程度まで］のいずれかの建築物

（※2）建築物規模：イの竣工時にあっては、Ｊ－ＣＡＴの詳細算定法を用いた算定が可能である場合は任意で実施するものとする。

（２）（１）での算定結果及び算定に用いた資料について、都へのデータ提供が可能なこと。

（都へ提出後、都から委託事業者へデータ提供できるものとする。）

（３）都へのデータ提供にあたっては、個人情報を含まないこと。

（４）都及び委託事業者からのヒアリング及び調査依頼に協力すること。

２ 本事業に応募する団体（以下、「応募者」という。）は、応募時から事業終了時まで、次の（１）から（13）までの全ての要件を満たします。

（１）算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定・都負担対象経費について、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと。

（２）算定対象建築物の建設時ＣＯ２排出量の算定を行った結果を公表していないこと。

（３）本事業の応募にあたっては、応募者又は提携者が算定対象建築物を選定し、あらかじめ建築主、設計者、施工者等の関係者の承認を得ていること。

（４）採択事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。

（５）日本国内において税金の滞納をしていないこと。

（６）日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、採択事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

（８）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号及び第２項各号の規定のいずれかに該当しないこと。

（９）東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。

（10）公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。

（11）政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

（12）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がないこと。

（13）過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

以上

令和　　年　　月　　日

住所：

名称：

代表者名：

# 第３号様式

事業提案書

１　本事業の実施について

本事業の実施に当たって、次の項目に係る考え方を示してください。

なお、参考資料がある場合には、適宜添付してください。

（１）建築に関するＣＯ２排出量算定実績

* + 建築に関するＣＯ２排出量の算定実績がある場合は、その内容を記載してください。

|  |
| --- |
| （例）・建築物概要（主要用途、構造、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、最高高さ）・算定実施時期、算定ツール、算定方法・算定結果がわかる資料 |

（２）算定体制

* + 各部署の役割を示しつつ、体制図等により記載してください。
	+ 本事業の実施に資する経歴や実績等を有している場合は、記載してください。
	+ その他算定にあたっての工夫等があれば記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（３）算定対象建築物

* + 次のⅠ）～Ⅴ）の用途と建築物規模に該当する建築物について、算定対象とすることができるものに○を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用途 | 建築物規模 | 算定の可否 |
| （１）令和７年度算定事業 | （２）令和８年度算定事業 | （１）（２）のどちらでも可 |
|  | 詳細算定 |  | 詳細算定 |  | 詳細算定 |
| Ⅰ）事務所 | 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 |  |  |  |  |  |  |
| 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |  |  |  |  |  |  |
| Ⅱ）物販店舗 | 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 |  |  |  |  |  |  |
| 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |  |  |  |  |  |  |
| Ⅲ）ホテル | 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 |  |  |  |  |  |  |
| 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |  |  |  |  |  |  |
| Ⅳ）複合用途 | 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 |  |  |  |  |  |  |
| 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |  |  |  |  |  |  |
| Ⅴ）集合住宅 | 2,000㎡程度以上10,000㎡未満 |  |  |  |  |  |  |
| 10,000㎡以上50,000㎡程度まで |  |  |  |  |  |  |

* + 算定対象とすることができる建築物について、立地や具体的な仕様等を記載してください。
	複数ある場合は、建築物ごとに作成してください。
* 建築物の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 主要用途 |  |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 着工日 |  |
| 完成日 |  |
| 構造 |  |
| 階数（地上・地下） |  |
| 敷地面積 |  |
| 建築面積 |  |
| 延床面積 |  |
| 建築主 |  |
| 基本設計を行った事業者 |  |
| 実施設計を行った事業者 |  |
| 施工事業者 |  |
| 備考 |  |

※確認できる図面等（一般図、平面図、立面図（２面）、断面図）を添付してください。

※欄は適宜追加してください。

（４）算定計画

* + - 算定の工程について、下表に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和７年度算定事業 | 令和８年度算定事業 |
| 4月 | ７月 | 10月 | １月 | 4月 | ７月 | 10月 | １月 |
| 記入例〇〇算定 |  | ●報告 |  |  |  | ●報告 |  |  |
| 簡易算定（基本設計後） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 標準算定（実施設計後） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 標準算定（竣工後） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 詳細算定（任意）（竣工後） |  |  |  |  |  |  |  |  |

２　事業の更なる推進に資する能力について

* + - 事業の更なる推進に資する能力として、次の項目のうち該当する項目がある場合は、その内容等を記載してください。

※書ききれない場合は別途資料を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 図１に示すＡ４・Ａ５（施工段階）のＣＯ２排出量について、電気使用量、燃料使用量等について実績値を報告できる |  |
| ② | 図１に示す「ホール・ライフ・カーボン」の削減に向けて、設計段階での複数条件での比較検討や施工の各段階での材料等選定の検討を行った |  |
| ③ | ＣＯ２排出量算定の根拠として、ＥＰＤ（Environmental Product Declaration：環境製品宣言）を活用した |  |

３　その他

* + - 建設時ＣＯ２算定に当たって、現時点で想定される課題等を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

# 第４号様式

構成事業者一覧

【代表事業者】

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 代表者　職・氏名 |  |
| 所在地 | 事業所名：主たる都内住所： |

＜申請者情報＞

|  |
| --- |
| 連絡先所在地：（〒 - ） |
| 担当部署（役職）： | 担当者名： |
| 電話番号： | E-mail： |

【構成事業者】

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 代表者　職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 本事業における役割 |  |

＜申請者情報＞

|  |
| --- |
| 連絡先所在地：（〒 - ） |
| 担当部署（役職）： | 担当者名： |
| 電話番号： | E-mail： |

※記入欄が足りない場合は適宜追加し、全ての構成事業者について記載してください。

# 第５号様式

質問票

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

　　質問事項１項目ごとに作成願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 送付日 | 年　　月　　日 |
| 質問内容 |  |